



写

令和4年度県立特別支援学校高等部(知的障害教育部門)の入学者選抜制度について

神奈川県教育委員会教育局
支援部特別支援教育課

1 基本的な考え方

- (1) 多様な学びの場のしくみを推進していきます。
- (2) 特別支援学校高等部(知的障害教育部門)への入学を希望する者で、志願資格に該当する者は全員受け入れます。
- (3) ただし、志願が一部の学校に集中しないよう、在籍している学校と相談しながら、志願先の決定を支援していきます。

2 入学者選抜について

(1) 一次募集(前期選抜)

| | |
|-------|---|
| 選抜実施校 | 県立特別支援学校のうち、高等部(知的障害教育部門)で実施します。 |
| 募集人数 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年11月中に公表します。 ○ 在籍する中学校又は特別支援学校から情報提供があります。 ○ 県の公報及び県教育委員会のホームページで公表します。 |
| 志願資格 | <p>次のすべての項目に該当する者です。</p> <p>ア 本人及び保護者(親権者又は後見人をいう。以下同じ。)が県内に居住する者です。</p> <p>イ 中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者、令和4年3月31日までに卒業又は修了する見込みの者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者です。</p> <p>ウ 知的発達の遅滞の程度が(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度の者です。(他に障害を併せ有する場合には、その障害の程度が軽度である者に限る。)</p> <p>(イ) 知的発達の遅滞の程度が(ア)に掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難な者です。(他に障害を併せ有する場合には、その障害の程度が軽度である者に限る。)</p> <p>エ 志願しようとする特別支援学校の指定地域、指定する施設又は調整地域に居住している者(各特別支援学校の指定地域、指定する施設及び調整地域は別表のとおりとする。)です。</p> <p>オ 特別支援学校で実施する一次募集(前期選抜)に係る「特別支援学校への志願資格を確認するための相談」を済ませた者です。</p> <p>カ 横浜市立日野中央高等特別支援学校、横浜市立二つ橋高等特別支援学校、横浜市立若葉台特別支援学校、又は川崎市立中央支援学校分教室の令和4年度入学者選抜の志願をしない者です。</p> |
| 志願相談 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各特別支援学校で、「特別支援学校への志願資格を確認するための相談(志願相談)」を実施します。 ○ 志願を予定している学校で志願相談を受けてください。 ○ 在籍校をとおして申し込んでください。 |